

# 電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

令和5年6月21日

日本税理士会連合会 デジタル・システム委員会

はじめに

電子申告制度は平成 16 年に運用が開始され、これまで利便性向上のため様々な施策が実施されてきたなかで、令和 3 年 10 月に財務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、令和 5 年度末までにオンライン利用率为法人税及び法人消費税は 90%、所得税 65%、個人消費税 75%、相続税 40%の目標が設定された。また、令和 7 年度末までにキャッシュレス納付率 40%の目標も設定され、申告・納税手続き共にオンライン化が進められている。

これらの目標を達成するためには、e-Tax、eLTAX、電子納税の使い勝手の改善、国税と地方税との情報連携の徹底といった納税者に対する利便性向上策を示し、納税者が電子申告を始めやすい環境を整備していく必要がある。

デジタル社会形成基本法では、事業者が自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めることとされており、令和 4 年 4 月に施行された改正税理士法においては、税理士は業務の ICT 化の推進を通じ、納税義務者の利便性向上を図るよう努めることとしている。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士に限られており、また、税理士の関与割合の多い法人税において高いオンライン利用率が示しているように税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を国税当局・関係府省庁と協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点のみならず納税者の視点からも要望事項を取りまとめた。この要望事項は、税理士並びに納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、「簡単で便利」を実感できれば、その利用が促進される結果となることから、今回の要望事項が実現されることを強く望むものである。

最後に、eLTAX と e-Tax は現状、別システムとしてそれぞれ運用されているが、利用者の利便性の更なる向上、行政の大幅なコスト削減を考えれば、『「行政手続コスト」削減のための基本計画」において示された eLTAX と e-Tax の連携・仕様の共通化を推進していくことが望ましいと考える。

## 【重要要望項目】

### (税理士資格の証明)

#### 1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること。

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

現在は開始届出の提出時に税理士登録の有無を確認して「代理送信の可否」を判断しているところ、令和6年に稼働を予定している「国家資格等情報連携・活用システム」と連携することにより、税理士資格を電子的に確認できるようになることから、税務書類の作成及び代理送信した者が税理士であるかの確認をリアルタイムに行える仕組みを構築し、代理送信した時点での税理士登録の有無を確認できるようにすること。

### (障害対応)

#### 2. 電子申告に係る障害発生に備え以下の対応を取ること。

##### (1) e-Tax に障害が発生した場合について

###### ① 一律の期限延長を行うこと

e-Tax に障害が発生した場合には、国税通則法施行令（災害等による期限の延長）第三条第二項を適用し、期日指定による一律の期限延長とすること。また、納税者の混乱を最小限に抑えるため、障害が発生した際は速やかに期限延長等の措置を行えるよう運用上の明確な基準を設けるなど、緊急時における対応計画を策定すること。

###### ② 納付に関する情報を受付結果（受信通知）にも掲載すること

平成31年1月以降、メッセージボックスの閲覧にはセキュリティ強化により原則として電子証明書が必要となったところ、電子証明書を所持していなくてもダイレクト納付が行えるよう、「受付結果（受信通知）」と「受信通知（納付区分番号通知）」が格納されることとなった。これに関し、障害発生時には「受付結果（受信通知）」は受信できたが、「受信通知（納付区分番号通知）」が受信できず納税手続きができないケースがあったことから、「受付結果（受信通知）」にも平成31年1月以前のように、納付に関する情報を掲載すること。

##### (2) 電子申告利用者の環境に障害が発生した場合について

###### ① 事後対策について明確化すること

義務化対象法人の質疑応答では「災害その他の理由」としてサイバー攻撃等の際にも個別の期限延長の申請が可能となっているところ、事後対策を明確にすることで、安心して電子申告に取り組めることから、全ての電子申告利用者に適用できることを明確化すること。

## **(行政手続きの電子化関係)**

### **3. 行政手続きの電子化に際して、円滑な税務代理が行えるよう配慮すること。**

#### **(1) マイナポータルについて**

令和3年1月より、マイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携が開始され、納税者自身が確定申告書等作成コーナーを利用した所得税確定申告書の作成に大きな利便性向上が見込まれると同時に、税理士にとってもマイナポータルに集約される関与先納税者の情報を取得することにより利便性向上が見込めることから、以下の改善を図って利便性を向上させること。

##### **① 対応企業を増やすこと**

令和3年10月に生命保険会社、損害保険会社、共済、また、令和4年1月にはふるさと納税ポータルサイトの運営会社が対応企業に追加され、令和5年1月には公的年金等の源泉徴収票及び国民年金保険料の控除証明書が取得可能となったところ、この仕組みの利点は一括で控除情報を取得できることにあるため、今後も対応する企業を増やすこと。

##### **② 民間送達サービスとの連携を簡便化すること**

実際にマイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携機能を利用したところ、対応企業と民間送達サービスを連携させる手続きが煩雑で作業を諦めた、民間送達サービスを介さずにマイナポータルに情報を入れてもらいたいといった声が多かったことから、対応企業と民間送達サービスの連携が簡便なものとなるよう関係府省へ要請してもらいたい。

##### **③ 確定申告書等作成コーナーでの操作を簡便化すること**

実際にマイナポータルと連携し申告書等を作成したところ、同じような作業を何度も繰り返さないといけないのが煩雑である、画面遷移が多いにもかかわらず、確認事項なのか質問をしているのか表示にメリハリがなく分からないといった声が多かったことから、マイナポータルと連携した確定申告書等作成コーナーでの使い勝手を簡便化すること。

#### **(2) 行政手続きのオンライン・ワンストップ化について**

社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化、法人デジタルプラットフォームなど、行政手続きのオンライン・ワンストップ化を進めていく過程においては、手続きの実態を踏まえて税理士が代理で手続きを行うことができるよう配慮すること。

## **(税務調査)**

### **4. 税務調査に関して、政府方針に沿って「書面、押印、対面主義からの脱却」を図ること。**

#### **(1) 調査の事前通知について**

納税義務者又は税務代理人に対する調査の事前通知は電話を用いて行われているが、調

査の日時、場所、対象税目等の通知事項について e-Tax のメッセージボックスに格納する方法でもできるようにすること。

## (2) 調査時に提出する書類について

調査関係書類は e-Tax での提出や、リモート調査におけるオンラインストレージサービスを利用した提出、税務職員からのダウンロードの求めに応じる方法、また臨場調査の際にデジタルカメラでの撮影等による電磁的記録媒体への保存等、データで提出する場合がある。デジタルにおいて、元データとコピーの区別はなく、書面における写しと同じものとはいえない。このため、これらデータの取扱いについて情報保護の重要性に鑑み、留置きにおける預り証の交付のように、納税者に対して明示する方法をとるなど、現行法令で対応できる部分、できない部分の洗い出しを行い必要事項を法制化すること。また、事務運営方針等を策定し開示すること。

## (3) 調査終了の手続きについて

調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合は納税義務者又は税務代理人にその旨を書面により通知し、また、更正決定等をすべきと認める場合は修正申告等の勧奨や申告書を提出した場合に不服申立てはできない旨の書面を交付することになっている。これら書面による通知、交付をメッセージボックスに格納する方法でもできるようにすること。

## (4) Web 会議システム等の活用とリモート調査について

更正決定等をすべきと認める場合に納税義務者又は税務代理人に対して調査結果の内容を説明する際や意見聴取の際に Web 会議システムを活用する方法でもできるようにすること。また、令和 4 年 10 月から一部の大規模法人を対象に実施されている国税庁の機器・通信環境を使用したリモート調査について、対応を希望する中小企業及び零細事業者においても対象を拡大すること。なお、現行法令で対応できる部分、できない部分の洗い出しを行い必要事項を法制化し、事務運営方針等を策定し開示すること。事務運営方針等の策定にあたっては、以下の事項について整備し、対応を明確にすること。

- ① 調査場所の確認方法、調査担当者・納税者・税理士の本人確認方法、資料等の原本確認方法、スマホでの対応等、運営方針を明確にすること。
- ② 画面外に調査担当者及び納税者、税理士以外の第三者が不正に立合うことがないように対応を整備すること。
- ③ オンラインストレージサービスを利用し提出したデータについて、当該調査の実施以外に利用しないこと。

## (5) 調査関係書類の e-Tax による送信について

令和 4 年 1 月から開始された税務調査等で提出を求められた資料（調査関係書類）の e-Tax による送信について、以下の事項について対応し、更なる利便性向上を図ること。

- ① e-Tax ソフト（WEB）版にも対応すること。
- ② 現状、実地調査に限定しているところ、消費税の還付申告や更正の請求、意見聴取の際に確認する書類等についても対象とすること。
- ③ 送信データを拡充すること。
  - （ア）1 送信あたりのデータ容量を拡大すること。
  - （イ）PDF 及び CSV だけでなく、様々なデータ形式で送信可能とすること。また現状、PDF と CSV は同時に提出できないところ、別形式のファイルであっても同時に提出できるようにすること。
- ④ 送信手順に関する利便性の向上について
  - （ア）「提出先調査部門等番号」については、原則として郵便で通知されることとなっているところ、昨今の郵便事情の影響もあり 2～3 日を要するため、メッセージボックスに格納する等の方法を検討すること。
  - （イ）表紙と送付書を作成し紐づける作業があるところ、記載内容は同じであるため表紙は不要とすること。

#### **（利用可能時間）**

#### **5. 利用可能時間を拡大すること。**

e-Tax の利用可能時間について、更なる電子申告による優位性・利便性の向上を図るため、メンテナンスに必要な時間を除いて原則 24 時間 365 日対応とすること。メンテナンス日については、eLTAX と統一すること。また、現在メンテナンス日に当たることが多い毎月の最終週の前週土曜及び日曜はニーズが高いことから利用可能とすること。

#### **（e-Tax 利用の簡便化に伴うセキュリティ強化関係）**

#### **6. メッセージボックスのセキュリティ強化に関し以下の改善を図ること。**

##### **（1）相続税申告の受信通知の確認方法について**

メッセージボックスのセキュリティ強化に伴い、申告等データを送信した即時通知の画面に、受信通知画面へのリンクを設け、この一連の流れであれば電子証明書による認証を要せず受信通知を閲覧可能とする対応がとられた。これに関し、相続税の申告では相続人が複数いる場合、相続人ごとに受信通知が格納される場所、即時通知から受信通知に直接リンクできない仕組みとなっている。このため、税理士法人において支店が受嘱した相続税申告の受信通知を閲覧するには利用者識別番号に登録されている本店代表税理士の電子証明を利用するか、支店税理士の電子証明書に登録を変更しなければならないという状況にある。即時通知からすべての相続人の受信通知を閲覧できるようにするか、利用者

情報へ複数の電子証明書を登録できるようにすること。

## (2) メッセージの転送、共有機能の対象について

メッセージボックスのセキュリティ強化に伴い実装された機能について、転送機能は個人の「申告のお知らせ」に、共有機能はメッセージボックスに格納されたものだけに限定されている。これに関し、通知書等一覧に格納されるメッセージも対象とし、特に適格請求書発行事業者の登録については、税理士が申請書を代理送信しても登録通知データを確認できない状況にあることから早急に改善すること。また、法人の「申告のお知らせ」についても転送の対象とすること。

## (3) メッセージボックスの視認性について

納税者が委任関係の登録手続きで「納税者カナ氏名(税理士表示用)」を変更しなければ、「申告のお知らせ」の転送先である税理士のメッセージボックスには「納税用カナ氏名」が表示される。これを1件ずつ視認することは非常に困難であり委任関係の解除時に誤って選択する虞があることから、ソート機能を設けるなど検索を可能とすること。

## (4) ID・パスワード方式で申告した者への対応について

ID・パスワード方式で申告した納税者は、電子証明書を所持していないとメッセージボックス内に格納される「申告のお知らせ」など申告に必要な情報を閲覧できない。

マイナンバーカードの普及は進んでいるものの、ID・パスワード方式による申告は依然として多く、申告に必要な情報を閲覧できない納税者がいる。

このため、ID・パスワード方式の申告を見直すことができるようさらなるマイナンバーカードの普及が必要であることから、マイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携機能の利便性を向上させてマイナンバーカードの普及を進展させること。

## (添付書類)

### 7. 添付書類等のイメージデータによる送信について改善を図ること。

#### (1) 提出可能な添付書類の拡大について

イメージデータで提出できる書類は、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成書類及び税務署が提出を求める一部の書類が対象となっている。これに関し、以下の添付書類については別途書面での提出を求められることがあることから、イメージデータでの提出を可能とすること。

また、申告書作成の際の検討書類など、任意で提出している書類についてもその有用性等を踏まえイメージデータでの提出を可能とすること。

## イメージデータでの提出を希望する書類

税目	書類	枚数、容量
法人税	協同組合等の決算書	A4 5～10枚
所得税	譲渡所得関連資料 (売買契約書、領収書、財産評価等の根拠書類 (謄本、契約書、図面))	A4 5～10枚
消費税	科目明細書、個人申告分の添付書類(計算書)	A4 1～10枚
相続税	土地の評価資料 (公図)	A4 5～10枚
贈与税	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書	A4 2～5枚

### (2) 送信方法の改善について

利用者が1送信あたりの容量を勘案して複数回に分けて送信するのではなく、自動で分割送信を行うなど、操作性を改善すること。

### (3) リリース前別表について

比較的使用頻度が高い法人税申告書別表16(6)繰延資産の償却額の計算に関する明細書について早期対応すること。

### (メッセージボックス関係)

## 8. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

### (1) 税務署からのお知らせ等メールについて

税理士のメールアドレス宛には関与先の件数に応じて大量のメールが格納され、詳細を確認するのに時間を要している。これに関し以下の点を改善すること。

#### ① 宛名表記を改善すること

国税庁からのお知らせに関して件名に詳細を付記する、宛名登録をせずとも宛名を表示させるなど多くの手続きを踏むことなくメールがどの納税者を指し、また、内容が推測しやすいものにする。

#### ② 記載内容を充実させること

お知らせメール自体に申告や振替納税・ダイレクト納付の引落結果等を記載し、メッセージボックスに遷移せずとも内容を確認できるようにすること。

#### ③ 配信停止等の機能を設けること

関与先納税者の利用者識別番号には、税理士のメールアドレスを登録してもらい、メッセージボックスに情報が格納された際にお知らせメールを受信できるようにしてい



る。これに関し、契約解消後も、当該メールアドレスが削除されずに、お知らせメールを受信し続けているケースがある。このため、委任関係の登録解除のように税理士みの作業で関与先納税者の利用者識別番号に登録されている税理士のメールアドレスを削除できるようにするか、お知らせメールの配信を停止できる機能を設けること。

## (2) メッセージボックスの発展的なシステムの構築について

税務署から税理士に対して提出を求められる一般取引資料せん、納付指導・相談チェック表などの法定外文書を税務署窓口へ提出する必要がある。これらの文書を電子的に送信することが可能になると、納税者の事務手続面での利便性が大きく向上し、また、税務署からの照会文書の送付及び回答に活用できることが想定される。このため、上記文書について、税務署と納税者及び税理士の間で電子データのやり取りが可能なシステムの構築を目指すこと。

## (マイページ関係)

### 9. マイページについて改善を図ること

本年1月よりマイナポータルと連携した個人向けマイページの提供が開始され、本年9月には法人向けマイページも提供が予定されているところ、以下の点について改善を図ること。

なお、マイナポータルの「わたしの情報」のように他の行政機関等も確認することができるデータベースである場合、マイナポータルのようにやりとり履歴を要求できるようにするなど、利用状況を開示すること。

#### (1) マイページ表示項目について

マイページで確認できる情報については、マイナポータル API の利用など他システムとの情報連携も踏まえ下記拡充すること。

- ① 土地の無償返還に関する届出書の提出の有無
- ② 借地権者の地位に変更がない旨の申出書の提出の有無
- ③ 事業用資産等の買換えに係る買換資産の取得費に関する情報
- ④ 相続時精算課税制度の適用状況
- ⑤ 事業承継税制の適用の有無
- ⑥ 適格請求書発行事業者の登録番号
- ⑦ 住宅借入金等特別控除に関する情報
- ⑧ 国民健康保険料
- ⑨ 個人事業税
- ⑩ 各種控除証明書
- ⑪ 医療費明細
- ⑫ 公的年金の源泉徴収票

## **(2) 税理士用マイページについて**

関与先納税者のマイページについて、簡単な設定で税理士が代理で確認できるようにすること。また同様に、委任関係の解除のように、確認を停止する機能も設けること。なお、マイナンバーカードを取得していない者や紛失・破損等で一時的に利用できない者にも配慮した仕組みとすること。

## **(その他)**

### **10. システム変更を早急に行うこと。**

#### **(1) ブラウザへの対応について**

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。特に、ブラウザソフトについては一般的なシェア状況に応じて対応すること。また、今後のアップデートに関してはプレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、今後もアップデート後すみやかに対応できるようにすること。

#### **(2) 確定申告書等作成コーナーについて**

確定申告書等作成コーナーの代理送信を行うページについて、Windows OS の標準ブラウザである Microsoft Edge のほか、Google Chrome についても推奨環境とすること。

## 【要望項目】

### (システム改善要望)

#### 1. e-Tax ソフト (WEB 版・SP 版含む) や確定申告書等作成コーナーについて、利用者の利便性に重点を置いた改善を図ること。

国税庁が提供する e-Tax ソフトを含めた各システムについては、民間の会計ソフトでは対応していない申告・手続が網羅されていることや、確定申告書等作成コーナーは税務支援事業で使用する機会が増えている。

このことから、本会に対して、各税理士会から寄せられた e-Tax ソフト等に関する改善要望を、利用者である納税者及び税理士 (税理士会) の利便性に重点を置いた「システム改善に関する要望事項」として取り纏め共有するので、これを踏まえ、今後の利便性向上策をご検討いただきたい。

特に、e-Tax ソフト (WEB 版) 及び確定申告書等作成コーナーで税務代理権限証書を一連の流れで添付できないことについて、令和 6 年 4 月以降、税理士が電子通知を代理受領するに際しては、申告申請時に税務代理権限証書が必要となるため、早期に対応いただきたい。

#### 2. 申告に必要な情報の確認方法について以下の改善を図ること。

##### (1) 申告に関するお知らせについて

申告書の作成には、メッセージボックスに格納される申告に関するお知らせに記載されている情報が重要となる。更なる利便性向上のため、各申告のお知らせへ以下の情報を追記すること。また、届出については提出状況が記載されているところ、当該申告に関するお知らせの対象となっている決算期等に有効な届出であるかについても記載すること。

##### ① 「確定申告等についてのお知らせ」

(ア) 消費税の基準期間の課税売上高

(イ) 還付税額と還付加算金

(ウ) 個人についても法人と同様に消費税の各種届出の提出状況と最新の提出年月日、その課税期間における「一般課税」「簡易課税」を表記し、あわせて適格請求書発行事業者の登録番号を記載すること。また、課税事業者でない場合にも届出書の提出状況等を記載すること

##### ② 「課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について」

(ア) 課税事業者でない場合も届出書の提出状況と最新の提出年月日を記載したお知らせをメッセージボックスに格納すること

(イ) 適格請求書発行事業者の登録番号を記載すること

## (2) 申告のお知らせの格納状況について

消費税課税期間特例選択届出書を提出して課税期間を短縮している場合について、その事業年度最初の課税期間にその後の課税期間分をまとめて格納するのではなく、各課税期間の申告時期に合わせて格納すること。

## (3) 申告書等情報取得サービスについて

関与先納税者が過去に書面にて提出した申告書を税理士もデータで取得できるよう、申告書等情報取得サービスについて税理士の代理申請・代理受領を可能とすること。

## (利用者識別番号・暗証番号)

### 3. 利用者識別番号・暗証番号を失念した際の手続きについて改善すること。

#### (1) メールアドレス宛の通知機能を設けること。

暗証番号を失念した際は「秘密の質問と答え」を設定している場合のみ、登録されたメールアドレス宛に仮暗証番号の発行が可能であるが、設定をしていない場合は変更届出書を提出し郵送での回答を待たなければならず、申告期限までに電子申告を行うことが出来ないケースがある。このため、暗証番号を失念した全ての者へ登録されたメールアドレス宛に即時通知がされるよう改善を望む。また、利用者識別番号を失念した場合についても同様に、登録されたメールアドレス宛への通知機能を設けること。

#### (2) メッセージボックスの引継ぎを可能とすること。

利用者識別番号を再取得した場合は、過去の利用者識別番号とともにメッセージボックスの内容が削除されてしまい、過去の申告内容等が閲覧できなくなってしまう。利用者識別番号及び暗証番号を失念し、郵送での回答が間に合わない場合、申告期限までに電子申告を行う方法として、新たな利用者識別番号を取得する場合があること、また、相続税申告は臨時・偶発的な手続きであるため、相続人すべての利用者識別番号の有無を確認することが難しく、電子申告を妨げる要因になっていると考えられる。このため、新たな利用者識別番号を取得した場合でも、過去に申告・申請の実績がある場合には、本人確認を行うことで新たな利用者識別番号へメッセージボックスの内容を自動で引き継ぐことを可能とすること。

## (ダイレクト納付)

### 4. ダイレクト納付について改善を図ること。

現在、政府は令和7年までにキャッシュレス納付比率を40%にする目標を掲げ、キャッシュレス納付の促進を図っているところ、国税についてもダイレクト納付の利用が求められている。これに関し、ダイレクト納付の普及促進のため、以下の点について改善し利便性の向上を図ること。

## (1) 納税手続きの手順について

### ① 所得税の振替納税のように納期限の1か月後を振替日とすること

キャッシュレス納付の半数は振替納税が占めており、法人の納税手続きにおいても個人と同様の振替納税を望む声が多い。個人の振替納税では、一度手続きを行えば、以後、申告納付税額は期日に自動的に振替えられる。ダイレクト納付では、申告データ・徴収高計算データを送信後、受信通知を受け取り、引き落とし口座や納付日の指定をしなければならない。積極的にダイレクト納付を利用するインセンティブとして、ダイレクト納付を利用する場合に限って所得税の振替納税のように納期限の1か月後を振替日とすることでダイレクト納付の利用促進が期待される。

### ② 引落口座や納付日を申告前に指定可能とすること

申告前に引き落とし口座等指定し、申告データ等の送信と同時にダイレクト納付の指示を行なうことで、受信通知からの操作が不要となるだけでなく受信通知が受け取れず、納付手続きができないといったケースにも対処でき、振替納税と同様に効率的な納税管理が可能となる。

### ③ 申告・納付期限の延長に対応すること

申告・納付期限を延長した場合には、受信通知から期日指定による納付を選択することができない。少なくとも、期限内申告と同様に利用できるようにすること。

## (2) 対応金融機関・口座について

より一層の利便性向上のため、農業協同組合やネット銀行などすべての金融機関でダイレクト納付ができるよう働きかけること。特に、地方税共通納税システムで利用可能な金融機関へはすみやかに対応すること。また、納税準備預金についてダイレクト納付へ対応すること。

## (3) ダイレクト納付利用届出書について

法人のダイレクト納付利用届出書についてもオンライン提出を可能とすること。

## (4) クレジットカード登録について

預貯金口座に加えて、クレジットカード登録も可能とすること。

## (5) 利用可能手続きについて

納税証明書の交付手数料の支払いに対応すること。

## (6) 地方税との連携について

ダイレクト納付利用届出書及び振替依頼書の提出につき、ワンスオンリーで国税・地方税ともに完了すること。また、対応金融機関、利用時間等について国税・地方税で統一すること。

## **(納付手続き)**

### **5. 納付手続きを拡充すること。**

#### **(1) コンビニ納付 (QR コード) について**

QR コードを利用したコンビニ納付について、利用可能コンビニを拡大すること。また、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合にも対応すること。

## **(納税証明書)**

### **6. 納税証明書の代理請求・代理受領について利便性向上させること。**

令和3年7月より納税証明書の代理請求・代理受領が可能となった。税理士が納税者の申告・申請を代理送信する際は、電子署名等を要しない者を定める告示（平成十八年国税庁告示第三十二号）第二項により、申告・申請書等に税理士の署名が付されていれば納税者の電子署名を要しないとされているところ、国税通則法第二百二十三条第一項（納税証明書の交付等）については対象外となっており、納税者の電子署名を付した電子委任状の添付が必要となっている。これに関し、税理士の電子署名のみで納税証明書の代理請求・代理受領が可能となるよう告示の改正及びシステムの改修を行うこと。

## **(その他)**

### **7. 準確定申告について**

相続人が二人以上あるときは、当該申告書は、各相続人が連署による確認書を提出しなければならない。これに関し、税理士が代理送信する際は確認書の提出を不要とすること。

### **8. e-Tax で利用可能な税目・手続きを拡大すること。**

電子申告制度が、納税者の利便性向上の観点から導入されているものである以上、基本的にはできる限り多くの税目・手続きをその対象とすべきである。このため、未だ e-Tax で提出することのできない消費税の準確定申告に対応すること。また、相続人が死亡している場合も相続税の電子申告可能とすること。

### **9. 上記以外のシステム面等に関する要望事項について継続的に協議の場を設けること。**

上記以外のシステム面等の要望事項については、国税庁と日本税理士会連合会との間で継続的に協議の場を設けること。

## **(地方税との情報連携の徹底)**

### **10. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。**

デジタル手続法でも示されている「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテ

「デジタル化三原則」のデジタル化三原則に沿って、e-Tax と eLTAX についても以下の手続き等について手続きの一本化・情報連携を進めること。

#### (1) 手続きの一本化について

- ① 電子申告の開始届出について一本化し、ID も共通化すること
- ② ダイレクト納付の利用届出について一本化すること
- ③ 法人の設立・異動等に係るすべての届出について一本化すること

#### (2) 情報連携について

- ① 所得税確定申告書の情報を連携すること。

所得税確定申告書と住民税申告書の記載事項はほぼ同一であることから、eLTAX と情報連携することで利便性が増すと考えられる。なお、将来的には e-Tax ・eLTAX のどちらか一方で申告すればもう一方での提出が不要となるよう情報連携すること。

- ② 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票について、提出先を一元化すること

令和2年4月以降、財務諸表等の添付書類の情報連携や法人納税者の開廃業・異動等に係る各種届出書の提出の一元化が行われている。退職所得の源泉徴収票・特別徴収票についても e-Tax ・eLTAX のどちらか一方で申告すればもう一方での提出が不要となるよう情報連携すること。

- ③ 償却資産申告書の情報を連携すること

給与支払報告書と源泉徴収票の電子的提出の一元化により利便性は大きく向上した。このように、償却資産申告書についても、1月末日までに提出するのではなく、決算期に提出し法人税申告書別表や個人の決算書と連携されることで利便性が増すと考えられる。

以上